

平成 2 0 年 第 8 回  
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

平成20年第8回  
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成20年8月12日(火) 午後2時30分

1. 場 所 箕面市役所 本館3階 委員会室

1. 出席委員 委 員 長 小 川 修 一 君  
委員 長 職 務 代 理 者 白 石 裕 君  
委 員 坂 口 一 美 君

1. 付議案件説明者

教育 長 職 務 代 理 者	重 松 剛 君
教 育 次 長	森 田 雅 彦 君
教 育 推 進 部 長	奥 山 勉 君
子 ども 部 長	井 上 隆 志 君
生 涯 学 習 部 長	
教 育 推 進 部 総 務 次 長	稲 野 公 一 君
兼 次 長(教育政策・学校管理担当)	
兼 教 育 政 策 課 長	
教 育 推 進 部 次 長	若 狭 周 二 君
(学校教育・人権教育担当)	
兼 学 校 教 育 課 長	
教 育 推 進 部 次 長	森 井 國 央 君
(教職員・教育センター担当)	
兼 教 職 員 課 長	
子 ども 部 総 務 次 長 兼 次 長	中 村 信 隆 君
兼 子 ども 家 庭 相 談 室 長	
兼 子 ども 家 庭 相 談 室 課 長	
生 涯 学 習 部 総 務 次 長 兼 次 長	黒 田 正 記 君
学 校 管 理 課 長	岩 永 幸 博 君
人 権 教 育 課 長	笹 川 実 千 代 君
教 育 セ ン タ ー 所 長	加 賀 康 弘 君
子 ども 政 策 課 長	森 本 博 一 君
子 ども 支 援 課 長	水 野 賢 治 君
子 ども 部 専 任 参 事	津 田 善 寿 君
(幼稚園担当)	
子 ども 部 専 任 参 事	荒 木 啓 雄 君
(債権担当)	小 川 衛 子 君
子 ども 家 庭 相 談 室 専 任 参 事	小 西 敏 広 君
生 涯 学 習 課 長	河 原 弘 明 君
生 涯 学 習 課 参 事	
生 涯 学 習 部 専 任 参 事	大 浜 訓 子 君
(生涯学習事業担当)	江 口 寛 君
中 央 図 書 館 長	吉 田 卓 司 君
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	

1. 出席事務局職員

教 育 政 策 課 担 当 主 査	高 橋 勝 代 君
教 育 政 策 課	森 貴 美 君

## 1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 箕面山ニホンザル保護管理委員会委員任命の件
- 日程第 3 箕面市教育委員会事務局職員の人事発令の件
- 日程第 4 箕面市教育委員会事務局職員の分限休職処分の件
- 日程第 5 箕面市教育委員会事務局職員の勤務時間等に関する規則改正の件
- 日程第 6 平成20年第7回箕面市教育委員会定例会会議録の承認を求める件
- 日程第 7 教育長職務代理者の報告
- 日程第 8 箕面市社会教育関係団体に対する補助金交付要綱改正の件
- 日程第 9 箕面市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則改正の件

(午後2時30分開会)

委員長(小川修一君) : ただ今から、平成20年第8回箕面市教育委員会定例会を開催します。議事に先立ちまして、事務局に「諸般の報告」を求めます。

(事務局報告)

委員長(小川修一君) : ただ今の報告のとおり、本日の出席委員は3名で、本委員会は成立しました。

委員長(小川修一君) : それでは、日程第1、「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第4条第2項の規定に基づき、委員長において坂口委員を指定します。

委員長(小川修一君) : 次に日程第2、議案第46号「箕面山ニホンザル保護管理委員会委員任命の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を生涯学習部生涯学習課参事に求めます。

生涯学習課参事(河原弘明君) : 本件は、箕面山ニホンザル保護管理委員会委員を新たに任命する必要が生じたため、箕面山ニホンザル保護管理委員会条例第3条及び第4条第1項の規定に基づき、提案するものです。

委員長(小川修一君) : この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

んか。

委員長（小川修一君）： ないようですので、議案第46号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）： 次に、日程第3、報告第29号「箕面市教育委員会事務局職員の人事発令の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

教育政策課長（稲野公一君）： 本件は、2名の職員に対し、人事発令をする必要が生じましたが、委員長において、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項及び箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則第6条第1号の規定により、教育長職務代理者が臨時に代理しましたので、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により報告するものです。

委員長（小川修一君）： この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員長（小川修一君）： ないようですので、報告第29号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は、報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）： 次に、日程第4、報告第30号「箕面市教育委員会事務局職員の分限休職処分の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

教育政策課長（稲野公一君）： 本件は、職員に関し、地方公務員法第28条第2項第1号の規定による分限休職処分を発令する必要が生じましたが、委員長において、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項及び箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則第6条第1号の規定により、教育長職務代理者が臨時に代理しましたので、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により報告するものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員長（小川修一君）：ないようですので、報告第30号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は、報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）：次に、日程第5、報告第31号「箕面市教育委員会事務局職員の勤務時間等に関する規則改正の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

教育政策課長（稲野公一君）：本件は、職員の時間外勤務の抑制や健康保持等を目的として、去る7月31日から箕面市時差勤務制度が試行導入されましたが、教育委員会事務局においても、同様に導入する必要があるため、本規則の一部を改正する必要が生じましたが、委員長において、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項及び箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則第6条第1号の規定により、教育長職務代理者が臨時に代理しましたので、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により報告するものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員長（小川修一君）：ないようですので、報告第31号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は、報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）：次に、日程第6、報告第32号「平成20年第7回箕面市教育委員会定例会会議録の承認を求める件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部総務次長に求めます。

教育推進部総務次長（稲野公一君）：本件は、去る7月8日に開催されました平成20年第7回箕面市教育委員会定例会会議録を作成したので、箕面市教育委員会会議規則第4条の規定により提案するもので

す。

委員長(小川修一君) : この件に関して、質問、意見はありませんか。

委員長(小川修一君) : ないようですので、報告第32号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

(“異議なし”の声あり)

委員長(小川修一君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

委員長(小川修一君) : 次に日程第7、「教育長職務代理者の報告」を議題とします。教育長職務代理者 教育次長に報告を求めます。

教育次長(重松剛君) : (議案書41頁により報告)

平成20年度大阪府都市教育長協議会7月定例会・夏季研修会について  
現在の議題として、部門別研修として、「平成21年度大阪府教育予算に関する要望書のとりまとめ」と「平成22年度文部科学省予算に対する要望書のとりまとめ」を議題に行っています。箕面市は、社会教育の分野で主担者の一人となっています。また、7月定例会では、岸和田市の「幼稚園教育」について情報交換が行われました。次回10月の定例会では、箕面市が当番となっており、情報交換のテーマを今のところ「小中一貫教育」として、箕面市独自の取組を情報提供しようと考えています。

教育推進部の行事について

7月18日に小・中学校の終業式がありました。現在、夏季休業中で、それに併せて、教育センターを中心として、教職員向けの研修を実施しているところです。

子ども部の行事について

7月4日に全市をあげて、社会を明るくする運動統一活動日として、地域の青少年を守る会や更生保護女性会等の協力を得て、市内での登校指導を行いました。7月10日に止々呂美小学校の学童保育を開始しました。また、7月19日に出発、28日の帰国で、ニュージーランドのハット市へ青少年海外体験交流事業として、中学生を15人派遣し、国際交流を進めてきました。

生涯学習部の行事について

7月1日に体育指導委員の委嘱式として20名の委嘱を行い、地域に根ざした体育指導やスポーツ振興にこれからご尽力願うこととなっています。7月12日、13日には、箕面手づくり紙芝居コンクールと紙芝居まつりが行われ、紙芝居まつりとしては、20回を迎えた記念大会となりました。全国から多くの方が集まって行われました。

その他として

7月29日に自転車に乗った南小学校の3年生の児童が国道171号線で車に巻き込まれて死亡するという痛ましい事故がありました。それに対して、南小学校区や西南小学校区の方、青少年指導員や青少年を守る会など、市民が中心になって、この危険箇所を改善してほしいとの要望があり、子ども部と教育推進部や箕面警察も含んで関係機関で対策会議を開催しており、具体的には、国道事務所に改善要求の要請を行っている状況です。

委員長（小川修一君）：この報告に関して、何か質問、意見等はありませんか。

委員長（小川修一君）：ないようですので、次に、事務局から、追加案件が出されていますが、これを審議することにいたしてよろしいでしょうか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認め、追加第1号、日程第8、議案第47号「箕面市社会教育関係団体に対する補助金交付要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を生涯学習部生涯学習事業担当専任参事に求めます。

生涯学習事業担当専任参事（大浜訓子君）：社会教育事業の補助については、一般に公募し、補助金を交付することで、市民の社会教育活動を促進する事業を平成10年度から実施していますが、このたび、内規で定めていた補助金の交付額や交付回数を要綱に明記すること、また、対象経費の見直しを行うことにより、交付要件等を明確化するとともに、関係規定を整備するため、箕面市社会教育関係団体に対する補助金交付要綱の全部改正を提案するものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員（白石裕君）：社会教育の発展のためには、補助金は非常に大事な役割を果たすと思いますし、この要綱を作ることはよいことだと思っておりますが、2点聞きます。1点目は、補助額の対象が、いくつの団体に総額でどれだけの補助を見込んでいるのか。2点目は、どのような事業に、もしくは団体に補助を行っているのでしょうか。

生涯学習事業担当専任参事（大浜訓子君）：1点目については、社会教育関係団体補助金の今年度予算額は54万円計上しています。今年度は、6月27日に審査会、7月2日に社会教育委員会議で意見聴取を行いました。その後、交付額を決定しました。9団体から申請があ

り、6 団体に交付決定しました。総額は 4 8 万 5 千円となっています。昨年度は予算が 5 4 万円、申請 1 4 団体、交付 8 団体で、総額 5 4 万円の交付をしました。2 点目については、5 回まで、また、1 5 万円以内となっていますが、これは、できるだけいろいろな団体に、広く交付をさせていただきたいこと。また、5 回までというのは、できるだけ自立して事業を定着し、継続していただきたいための補助であることが目的であるためです。交付した団体などの実績ですが、箕面市美術協会が行った美術展、箕面市音楽協会の合唱祭や、箕面碁会の箕面本因坊獲得戦などには、すでに 5 回交付しました。できるだけ市民の社会教育活動が広げられるような催しに対して交付させていただいています。

委員長（小川修一君）： 他にないようですので、議案第 4 7 号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（ “ 異議なし ” の声あり ）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）： 次に、日程第 9、報告第 3 3 号「箕面市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教職員課長に求めます。

教職員課長（森井國央君）： 本件は、府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の改正に伴い、関係規定を整備するため、本規則の一部を改正する必要が生じましたが、委員長において、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 6 条第 1 項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条第 1 項及び箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則第 6 条第 1 号の規定により、教育長職務代理者が臨時に代理しましたので、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条第 2 項の規定により報告するものです。

委員長（小川修一君）： この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員（白石裕君）： 休息時間は、公務員に認められていたものですが、このようなものが廃止されるということは、国家公務員法や地方公務員法と足並みをそろえてなくすということだと思いますが、なくす分、柔軟に対処するという理解でいいですか。

教職員課長(森井國央君) : 民間事業所では休息時間の制度が位置付いているところが極めて少ないことなどから、国家公務員については、平成18年に廃止され、そのことを受けて、大阪府でも規則改正が行われたということです。一般的には小休止的な時間として休息することについては、社会通年上認められていますので、その点については、従来と特に変わるものではないと府からも説明を受けています。これまでの勤務時間と大きな変更はないと認識しています。

委員長(小川修一君) : 他にないようですので、報告第33号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

(“異議なし”の声あり)

委員長(小川修一君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

委員長(小川修一君) : 各委員から教育行政にかかることで何かありませんか。

委員長(小川修一君) : ないようですので、事務局から「その他、教育行政に係る報告」があれば、申出を受けますが、いかがですか。

委員長(小川修一君) : ないようですので、本日の会議は、全て終了し、付議された案件、議案2件、報告5件は、全て議了しました。

委員長(小川修一君) : それでは、毎回、テーマを決めて行っている意見交換の時間とします。本日のテーマは、市債権の管理とします。去る第5回教育委員会定例会において、白石委員から、新設された債権担当の業務内容についての質問がありました。あれから約3ヶ月が経過し、様々な取組が進んでいるようですので、今回は、滞納問題について具体的な協議をしたいと思います。まず、教育委員会が所管する市債権としてどのようなものがあるのか、その種類と滞納状況について説明してください。

債権担当専任参事(荒木啓雄君) : 教育委員会が所管する市債権には、子ども部所管の保育所保育料、幼稚園授業料、学童保育料の3つがあります。また、教育推進部所管の奨学資金貸付金と学校給食費の2つ、合計5種類がありますが、合計で現年度調定額が7億1,800万円、滞納繰越の調定額が、8,200万円、計8億円の規模となっています。現年度では内訳として、保育所保育料が3億5,400万円、学校給食費が2億6,500万円と、この2科目で約86%を占めています。滞納分については、保育所保育料が4,900万円、奨学資金貸付金が2,200万円と、同様にこの2科目で87%、9割近い割合を占めています。その中で、保育所保育料については市税と同様に市の判断で差し押

さえができることが児童福祉法に規定されています。しかし、幼稚園授業料と学童保育料は、差し押さえできる旨の法的規定がないことから、教育推進部が所管している奨学資金貸付金や学校給食費と同様に、私法上の債権としての取り扱いとなります。従って、強制執行しようとするときは、この4つの債権については、裁判所の手続きを経なければならない。時間と経費をかけなければ回収できないという、債権管理上の課題があります。

委員長（小川修一君）： 実態を報告いただきましたが、驚きの金額です。一口に市債権といっても、規定されている法令によって、その取り扱いが変わるということですね。また、滞納者個々の事情によっても、対応が変わることがあるかと思うのですが、それらに対する収納対策の取組について説明してください。

債権担当専任参事（荒木啓雄君）： 差し押さえが可能な保育所保育料については、誠意のない悪質な滞納者に対し、既に6月から差し押さえを前提とした最終通告を送付しています。この後も自主納付がない状況が続けば、差し押さえに移行できるように、財産調査なども進めて、速やかな手続きを適切に進めていきたいと考えています。また、裁判所の手続きを経なければ強制執行ができない市債権でも、高額かつ誠意のない滞納者に対しては、裁判所に求める手続きの中では一番簡便といわれている支払い督促の申立てを今後行っていくこととし、それを前提とした最終通告文書を送付しており、準備に入っているところです。また、滞納者を大きく分けると、納付する意思はお持ちですが、他の義務的経費への支払が多く、保育料や給食費にお金を回すことができない、誠意はあるが、回せるものが少ない方がおられます。もう一つは、支払えるだけの所得はあるのに、納期限にルーズであったり、こちらがお願いしても、払うといいながらもなかなか実行に移していただけない、誠意にかけるケース、2つに分けられると思います。当然のこととして、異なるケースがあるので、それぞれの事情にあわせて、前者のケースには、徴収の緩和措置で生活をサポートさせていただき、あるいは、後者のような誠意に欠ける方々には、強制執行もいとわない。このように対応の仕方が大きく変わってくると思います。このように、市債権の持つ性質、あるいは、滞納者の個々の事情により、対応が大きく変わることが債権管理を複雑にしているといわれる所以です。一人前の債権担当になるには、3年から5年かかるといわれていますが、それぞれの事業原課において、適切に対応できるよう、債権管理マニュアルと様式集を策定し、それに基づき、適切な債権管理を行いつつ、収入確保に努めているとこ

るです。

委員長（小川修一君）：市債権でも一律に対応することは、適切でないとの判断ですね。事情やケースによって、緩和措置と強制執行の使い分けをしなければならないということですね。取組については難しいところもあるかと思いますが、引き続き、それぞれ適切な取組で対応していくべきことですね。ほかに質問等ありますか。

委員（白石裕君）：このようなシステムが必要な時代になってきたなと思います。しっかりとした取組を進めているということですので、非常に心強い限りなのですが。それでは、今年の成果というか、子ども部の取組の状況はどうなっていますか。

債権担当専任参事（荒木啓雄君）：今年度の4月と5月の出納整理期間中に、平成19年度の歳入を平成20年度の滞納繰越として、持ち越すことがないように、幼稚園授業料、学童保育料については、全滞納者に対して文書で催告しました。併せて、保育所保育料については大口を中心に、電話又は訪問による催告を実施しました。自主納付を促すとともに、新年度の未納者に対しても同様のスタンスで現在取り組んでいます。そのことにより、現年度分は納期内納付が促進されている傾向にあり、過年度分にあっては、高額な滞納保育料を一括で納めていただいたり、あるいは、一括納付は無理でも、頭金のように10万円、20万円を納めていただき、残額を分割で納めるという分納誓約者が増えている傾向があります。保育料では7月末現在で、過去5年の平均との比較で現年度で500万円の増収、滞納繰越額分で200万円の増収として、4月からの一連の取組に対して、一定の成果があがっていると理解しているところです。

委員（白石裕君）：増収していることがわかりましたが、奨学資金貸付金や学校給食費についての状況はどうなっていますか。

学校管理課長（岩永幸博君）：教育推進部所管の奨学資金貸付金や学校給食費は、いずれも私法上の債権で、裁判所の手続きを経なければ、強制的な徴収はできません。また、時効についても民法が適用され、奨学資金貸付金は10年、学校給食費は2年と規定されていますが、ともに時効の援用が必要とされることから、不納欠損処分が進まず、滞納額がふくれあがる一方であるという課題があります。取組状況としては、奨学資金貸付金は、夏の期間を、特に滞納分回収に力を入れるべき期間として取り組んでおり、129名の滞納者に対し、6月には督促・催告合わせて126通を発送し、7月にはそのうち高額、かつ長期の滞納者29名の臨戸訪問による納付督促を行い、18名の滞納者から金額にし

て約35万円を回収しています。また、学校給食費は、現年度分については、ほぼ100%近い収納率ですが、過年度分については、取組を強化しなければならない状況にあります。今後も納付の姿勢が見られない滞納者に対しては、督促状の発送、電話による催告、また臨戸訪問の方法により、滞納分の回収に取り組むこととしていますが、その中でも納付に対して特に誠意が見られない滞納者に対しては、支払督促の申立予告を行うなど、強制執行を視野に入れた手続きについても検討していきたいと考えています。

委員(坂口一美君) : 2点質問します。1点目については、滞納者に対しては、督促から手順を追って適正に対応していくことが大切だと思いますが、個々の事情によって、猶予や減額などで、子どもの教育、保育を保障するうえでの配慮などありましたら説明してください。2点目は、先ほどの説明の中で、不納欠損処分が進まず、滞納額がかなりふくれているという課題について、今後どのように対応していくのか教えてください。

債権担当専任参事(荒木啓雄君) : 1点目ですが、子どもたちの教育、保育を保障すること、子どもの利益を最大限配慮することが基本的スタンスであります。しかし、そのことと債権の徴収、保全という、ともすれば相反する事柄について、バランスのとれた折衝、納付相談が必要不可欠であると認識しています。債権の徴収には、債権の充足という本来の目的がある一方で、債務者とその家族の市民生活や事業の営みを保護することが求められています。従って、滞納者との面談で、保護の必要性を感じた場合は、現年度分については減免規定の活用が可能なのか、過年度分については分納制度が活用できないのか、また、滞納処分の停止、いわゆる一時棚上げというか、徴収を一時保留することができないのか、などを検討しながら、日常生活に困窮を来されることのないような徴収の在り方を模索しています。しかし、他方で、支払能力があるにも関わらず滞納を続けている債務者に対しては、差し押さえなど、毅然とした態度で臨むこととしています。2点目については、公債権については、5年が経過しましたら、時効が到来します。私どもは、5年たって債権を放棄していくことにならないように、時効を停止するような形で納付の承認をいただいたりするなどの手続きを行っていますが、私法上の債権については、時効の援用を債務者個人が行わないと、時効が到来しても、債権債務が解消されないこととなっています。例えば、昭和62年の貸付金が5年経って償還を迎えていますが、その返還されていない部分が、いつまでも残っていく状況になります。それを市として不

納欠損処分とするためには、議会の承認が必要となってきます。債権の放棄として議会の議決をいただきます。ここまで行くには、議会にこの方の債権を放棄しますと説明するにあたって、どこまで追求してきたのか、本当に放棄せざるを得ない状況にあるのかなどの確認を、議会から当然問われると思います。この整理を一人ひとり債権者に対して、さらに追跡をしながら、進めていき、どうしてもこの方については、いただけない。また、亡くなられたので、放棄します、と議会に説明し、承認いただくような状態を作っていくことが、一つです。また、先進事例として、債権管理条例を制定し、訴えの提起や債権の放棄を委任します。例えば、500万円の債権の放棄については、条例に基づき、専決処分を行い、年度末にまとめて議会に報告する。身軽に動ける状況が作れます。そのようなことも視野に入れながら、まずはきちりとした債権管理が、箕面市としてできていると議会に向けても言えるように、1年かけて、債権管理マニュアルを作り、それに基づいた手順を組んで管理をしていき、次のステップとして、条例の検討も選択肢の一つとしてあるのではないかと考えています。

委員長（小川修一君）：この件については、社会問題としても取り上げられている状況でもあります。今日の厳しい経済状況であってもほとんどの方が、納期内に納付されていることを頭に置いておかなければならないと思います。納付に対しては、誠意がみられない滞納者には、やはり、教育、児童福祉の各事業の財源確保、そして、負担の公平性を確保するという観点から、毅然とした態度で強制徴収を考えなければなりません。そのようなことも含めて、滞納処分に対応していかなければならないと思います。とは言え、滞納処分の実施は債務者の生活、中でも、子どもたちの生活と福祉に大きく影響することです。いずれの段階においても、子どもの利益を優先させ、その健やかな成長を支援することを念頭に置きつつ、納付折衝においては滞納者一人ひとりの実情を踏まえた上で最善策を追求されるようお願いしておきます。併せて、大事なことですが、個人情報の取り扱いには、その保管に万全を期されるよう改めてお願いしておきます。この問題に関連することで、ほかに何かありますか。

学校管理課長（岩永幸博君）：本日の朝刊で学校給食に関する記事が報道されておりました。記事によりますと、近隣の某市で学校長が学校給食費の滞納金の立て替えを行って穴埋めをしたとか、教員の親睦費で穴埋めしたことなどが問題となっています。箕面市においては、学校長が立て替えして穴埋めすることは、一切ありません。本市においては、各

児童から集められた給食費が、学校給食の食材費となっています。滞納によって不足した給食費については、立て替え等はせず、不足したまま学校給食会の収入となっています。ただし、実際に徴収している給食費は、年間約187回の食材の相当分、具体的にいうと、小学校5,6年生で一人あたり、3,230円を徴収しています。この定額に人数分を乗じた額が給食会の収入として入ってくるのですが、この収入分でやりくりしています。

委員長(小川修一君) : これについては、社会的問題になっていることを認識しなければならないこと。また、安直な方法で解決しようとすることは避けなければならないと思います。取り扱いについては、慎重を期さなければなりませんし、いろいろな事情を踏まえたくうえで、対応していくことが必要だと思えます。

委員長(小川修一君) : これをもちまして、平成20年8回箕面市教育委員会定例会を閉会とします。

(午後3時26分閉会)

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことをみとめたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

委員長

小川 修一

委員

坂口 一美